

## 北上市告示甲第88号

北上市地域おこし協力隊起業等補助金交付要綱を次のように定め、令和4年4月1日から適用する。ただし、第4に規定する定住補助金に係る第2に規定する補助対象者の適用については、令和3年4月1日から令和4年3月31日までに委嘱期間が終了した者にあつては、委嘱期間終了の日から起算して2年以内にある者とする。

令和4年9月13日

北上市長 高橋敏彦

### 北上市地域おこし協力隊起業等補助金交付要綱

(趣旨)

第1 この告示は、北上市地域おこし協力隊の隊員である者又は隊員であつた者が地域の活性化に資するための起業又は定住に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、北上市補助金交付規則（平成3年北上市規則第57号。以下「規則」という。）及び北上市補助金交付要綱（平成3年北上市告示第16号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2 補助金の対象者（以下「補助対象者」という。）は、次のいずれにも該当するものとする。

(1) 北上市地域おこし協力隊の隊員（北上市地域おこし協力隊事業実施要綱（平成27年北上市告示甲第38号）に規定する隊員をいう。以下同じ。）である者（第3第1項に規定する起業補助金にあつては、委嘱期間の更新を受けようとする者を除く。）又は隊員であつた者で委嘱期間の終了の日から起算して1年以内にあるもの

(2) 納期の到来している市税を滞納していない者

(起業補助金の補助対象事業等)

第3 起業に要する経費の補助金（以下「起業補助金」という。）の対象とする事業は、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、宗教活動又は政治活動を目的とした事業その他市長が適当でないと認めるものを除く。

(1) 事業の拠点が市内であること。

(2) 事業の内容が市の活性化に資するものであること。

(3) 地域おこし協力隊としての活動と関連性のある事業であること。

2 起業補助金の対象とする経費は、次のとおりとする。

(1) 設備費及び備品費

- (2) 土地及び建物の賃借費
- (3) 法人登記に要する経費
- (4) 知的財産登録に要する経費
- (5) マーケティングに要する経費
- (6) 技術指導受入れに要する経費
- (7) その他市長が必要と認める経費

(定住補助金の補助対象経費)

第4 定住に要する経費の補助金（以下「定住補助金」という。）の対象とする経費は、隊員が委嘱期間の終了後に引き続き定住するために行う空き家（北上市空き家改修事業補助金交付要綱（令和2年北上市告示甲第27号。以下「空き家補助金要綱」という。）第2に定める空き家をいう。以下同じ。）の増築又はリフォーム（居住するための機能維持又は機能向上のための工事であって、市内に本店、支店若しくは営業所等を有する建設業者等又は補助対象者自らが施工するものをいう。以下同じ。）に要する経費であって、次に掲げる条件の全てに該当するものとする。

- (1) 補助対象者が居住するための市内の空き家（隊員の委嘱期間内において居住する前に空き家であったもので、現に補助対象者が居住しているものを含む。）（以下「補助対象空き家」という。）に係るものであること。
- (2) 空き家補助金要綱第5（第1項第2号及び第3号並びに第2項第3号を除く。）の規定に該当する補助対象工事に係る工事費（諸経費を含む。）又は材料費であること。
- (3) 補助金の交付の決定をした日の属する年度内に完了するものであること。

(補助金の額)

第5 起業補助金の額は、第3第2項に規定する経費の全額とする。ただし、100万円を限度とし、1人1回に限るものとする。

2 定住補助金の額は、第4に規定する経費の全額（経費について市又は国、県その他の機関から補助金を受けている場合は、その補助金の額を控除した額）とする。ただし、200万円を限度とし、1人1回に限るものとする。

(補助金の申請)

第6 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、起業補助金にあつては北上市地域おこし協力隊起業等補助金（起業分）交付申請書（様式第1号）、定住補助金にあつては北上市地域おこし協力隊起業等補助金（定住分）交付申請書（様式第2号）に、第7に定める書類を添えて、市長に申請するものとする。

(申請の添付書類)

第7 起業補助金の交付の申請に添付する書類は、次のとおりとする。

- (1) 起業計画書（様式第3号）
- (2) 納期の到来している市税を滞納していないことが分かる証明書

(3) その他市長が必要と認める書類

2 定住補助金の交付の申請に添付する書類は、次のとおりとする。

(1) 事業計画書（様式第4号）

(2) 誓約書兼同意書（様式第5号）

(3) 空き家の賃貸借又は売買に係る契約書の写し

(4) 工事内訳明細書又は見積書の写し

(5) 補助対象工事施工前の写真

(6) 確認済証の写し及び図面（建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条又は同法第6条の2第1項の規定による確認が必要な場合に限る。）

(7) 納期の到来している市税を滞納していないことが分かる証明書

(8) 空き家所有者が施工を承諾していることが分かる書類（空き家を賃借している場合に限る。）

(9) その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付条件）

第8 市長は、定住補助金の交付を決定するときは、規則第5条第2項の規定に基づき、申請者が定住補助金の交付決定後5年以内に補助対象空き家に居住しなくなった場合に当該定住補助金を返還することを条件に付するものとする。

（請求の添付書類）

第9 起業補助金の請求に添付する書類は、次のとおりとする。

(1) 補助対象事業に要した経費の領収書の写し

(2) その他市長が必要と認める書類

2 定住補助金の交付の請求に添付する書類は、次のとおりとする。

(1) 事業完了実績報告書（様式第6号）

(2) 補助対象工事に要した経費の領収書の写し（受領委任（補助金の交付決定を受けた者が当該補助金の受領を対象工事の施工業者に委任することをいう。以下同じ。）をする場合にあっては、当該施工業者が発行した補助対象工事に要した経費が分かる書類の写し）

(3) 補助対象工事施工後の写真

(4) 建築基準法第7条又は同法第7条の2に規定する検査済証の写し（確認済証の交付を受けた場合に限る。）

(5) 委任状（様式7号。受領委任をする場合に限る。）

(6) その他市長が必要と認める書類

（受領委任がある場合の支払い）

第10 第9第2項第2号による受領委任がある場合、市長は、受領委任をされた施工業者に対して補助金を支払うものとする。

（交付決定の取消し）

第11 市長は、定住補助金の交付の決定を受けた者が、第8の規定により付した条件に違反したときは、当該補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。ただし、災害、病気その他やむを得ない事情があると市長が認めた場合は、この限りでない。

(補則)

第12 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

様式第1号（第6、第7関係）

年 月 日

北上市長 様

申請者

住 所

氏 名

北上市地域おこし協力隊起業等補助金（起業分）交付申請書

年度において北上市地域おこし協力隊起業等補助金（起業分）の交付を受けたいので、北上市地域おこし協力隊起業等補助金交付要綱第6及び第7の規定により、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

金 円

様式第2号（第6、第7関係）

年 月 日

北上市長 様

申請者

住 所

氏 名

北上市地域おこし協力隊起業等補助金（定住分）交付申請書

年度において北上市地域おこし協力隊起業等補助金（定住分）の交付を受けたいので、北上市地域おこし協力隊起業等補助金交付要綱第6及び第7の規定により、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

金 円

様式第3号（第7関係）

起 業 計 画 書

|                    |               |
|--------------------|---------------|
| 氏名                 |               |
| 被委嘱期間（通算）          | 年 月 日 ～ 年 月 日 |
| 市内で新たに起こす<br>事業の内容 |               |
| 協力隊員活動との<br>関連性    |               |
| 事業拠点となる場所          | 北上市           |
| 居住する場所             | 北上市           |
| その他                |               |

様式第4号（第7関係）

事業計画書

|   |                         |  |   |
|---|-------------------------|--|---|
| 1 | 工事費の内訳                  | A 全体工事費  | 円 |
|   |                         | B 補助対象外工事費   | 円 |
|   |                         | C 補助対象工事費  | 円 |
|   |                         | D 他補助対象工事費   | 円 |
| 2 | 補助申請額                   | C - D<br>※200万円上限  | 円 |
| 3 | 施工業者<br>(自らが施工する場合を除く。) | 所在地<br>業者名   |   |
| 4 | 工事内容                    |  |   |
| 5 | 工事完成<br>予定年月日           | 年 月 日  |   |
| 6 | 空き家の状況                  | <input type="checkbox"/> 補助対象空き家は、北上市地域おこし協力隊起業等<br>補助金交付要綱第4に規定する要件に該当することを<br>誓約します。 |   |



様式第5号（第7関係）

年 月 日

北上市長 様

申請者

住 所

氏 名

誓 約 書 兼 同 意 書

私は、北上市地域おこし協力隊起業等補助金交付要綱に掲げる事項を遵守し、補助金の交付の決定後、引き続き5年以上にわたり、補助対象空き家に居住することを誓います。

また、不正な手段により補助金の交付決定を受けていたこと等又は補助対象空き家に居住後5年以内に転居したことにより補助金の交付の決定を取り消された場合には、市長の指示に従い、既に受けている補助金を返還します。

年 月 日

北上市長 様

申請者  
住 所  
氏 名

事業完了実績報告書

年 月 日付け北上市指令 第 号で交付決定を受けた 年度北上市地域おこし協力隊起業等補助金（定住分）について、次のとおり補助対象工事が完了したので、北上市地域おこし協力隊起業等補助金交付要綱第9の規定により報告します。

|   |         |                   |   |
|---|---------|-------------------|---|
| 1 | 工事費の内訳  | A 全体工事費           | 円 |
|   |         | B 補助対象外工事費        | 円 |
|   |         | C 補助対象工事費         | 円 |
|   |         | D 他補助対象工事費        | 円 |
| 2 | 補助申請額   | C - D<br>※200万円上限 | 円 |
| 3 | 工事内容    |                   |   |
| 4 | 工事完成年月日 | 年 月 日             |   |

様式第7号（第9関係）

委任状

年 月 日

住 所

氏 名

㊟

私は、工事費の一部として充てるため、北上市地域おこし協力隊定住等補助金（定住分）の受領を次の者に委任します。

**【受任者】**

- 1 住所又は所在地
- 2 氏名又は名称及び代表者名
- 3 振込先